

教委第1号議案

令和3年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

令和3年度横浜市教科書採択の基本方針を次のとおり策定する。

令和3年5月13日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

教科用図書の取扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されている。令和3年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案する。

令和 3 年 5 月 日
横浜市教育委員会

令和 3 年度横浜市教科書採択の基本方針（案）

（前文）

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和 3 年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

（1）令和 3 年度は、次の教科書を採択する。

- ア 高等学校において令和 4 年度に使用する教科書
- イ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和 4 年度に使用する教科書

なお、義務教育学校前期課程を含む小学校において使用する教科書は令和元年度に採択した教科書を令和 5 年度まで継続使用する。義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は令和 2 年度に採択した教科書を令和 6 年度まで継続使用する。

ただし、令和 2 年度に再申請をし、文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった教科書があるため以下の種目については、義務教育諸学校の教科用図書無償措置法施行規則に則り手続きを行う。

- ウ 中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和 4 年度から令和 6 年度に使用する社会科歴史的分野の教科書

- (2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。
- (3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要が生じた場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

- (1) 公正かつ適正な手続き
文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。
- (2) 教科書の調査研究
教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。
- (3) 静ひつな採択環境の確保
教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。
- (4) 開かれた採択の実施
基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

- (1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

- (2) 「横浜教育ビジョン 2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。
- (3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。
デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

[高等学校]

- (4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

- (5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書をとりまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

(1) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求める。

(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求める。

(3) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用社会科歴史的分野の教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された社会科歴史的分野の教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本、令和2年度採択時の答申等の資料により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

令和2年度に調査した中学校社会科の学習実態を使用する。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

「令和3年度横浜市教科書採択の基本方針」において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮問するにあたり、今年度採択する教科書の取扱いに関する別途定める調査項目については、次のとおりとする。

調査項目

【採択の観点(1) 【関係法令】】

- ①教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。
- ②学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。
- ③学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。

【採択の観点(2) 【横浜教育ビジョン2030 及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領】】

- ①主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。
- ②小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ③学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ④「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。
- ⑤持続可能な開発目標（SDGs）*の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。
- ⑥地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。

【採択の観点(3) 【体裁等】】

- ①児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかるわらず読みやすい工夫がある。
- ②デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。

*2015（平成27）年9月「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された開発目標。先進国を含む、国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。

教委第2号議案

横浜市教科書取扱審議会への諮問について

横浜市教科書取扱審議会への諮問を次のとおり行う。

令和3年5月13日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

高等学校において令和4年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和4年度に使用する教科書及び中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和4年度から令和6年度に使用する社会科歴史的分野の教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する。

(案)

令和3年5月日

横浜市教科書取扱審議会

横浜市教育委員会

横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）

次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 高等学校において令和4年度に使用する教科書
- 2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和4年度に使用する教科書

なお、義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は令和2年度に採択した教科書を令和6年度まで継続使用する。

ただし、令和2年度に再申請をし、文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった教科書があるため以下の種目については、義務教育諸学校の教科用図書無償措置法施行規則に則り手続きを行う。

- 3 中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和4年度から令和6年度に使用する社会科歴史的分野の教科書

(理由)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「令和3年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

1 高等学校用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求めること。

2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行うこと。

(2) 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求めること。

3 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用社会科歴史的分野の教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された社会科歴史的分野の教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本、令和2年度採択時の答申等の資料により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(2) 学習実態

令和2年度に調査した中学校社会科の学習実態を使用する。

4 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。

5 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。